中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 第12回基本問題小委員会 平成28年1月27日(水)

【三浦入札制度企画指導室長】それでは、定刻となりましたので、ただいまから第12回 基本問題小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところ、お集 まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報道関係の皆様の冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして国土交通省宮内政務官からご挨拶をさせていただきます。 【宮内大臣政務官】おはようございます。国土交通大臣政務官の宮内秀樹でございます。

今日は早朝から委員の皆様方にはお集まりいただきましてのご議論、まことにありがと うございます。日ごろより皆様方には国土交通行政に多大なご理解とご協力をいただいて おりまして、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

昨年、横浜のマンションの基礎ぐい問題が大きく社会問題になったわけでありまして、 真相究明及びどうしてこういうことが起こったか、また、これらの社会背景の中にこの建 設業界における背景として構造的な問題があるのではなかろうか。さまざまなご議論が国 民の皆様方からも、また、国会におきましてもそれらの議論がされておるわけでございま す。受けまして、昨年12月25日に基礎ぐい工事問題に関する対策委員会におきまして 中間とりまとめ報告書がとりまとめられました。本日お集まりの皆様方の中にもこの問題 について、委員としてご議論を積み重ねていただきまして、大変ありがとうございました。 これからはこの中間取りまとめにおきまして指摘されました問題について、重層構造の改 善や技能労働者の処遇の問題、さらには請負契約上の問題など、建設業の構造的課題につ いてのご指摘が強くされております。加えまして、このような構造的な課題につきまして 速やかに議論の場を設けまして、建設業の将来像を見据えまして対策を検討することが求 められているということで、皆様方にこうやってお集まりいただきまして、ご議論をして いただくことになった次第でございます。

また、安倍内閣におきましては、アベノミクスの全国津々浦々までの経済の改革に対する浸透をしていきたいという観点に立ちまして、巷間言われております下請や中小企業等に対して、取引条件において優越的地位の濫用ということが問題の一端にあるのではない

か。こういう問題意識に立ちまして、関係府省連絡会議というのが官邸に立ち上がりまして、実態の調査をそれぞれやっていくということになっております。これは内閣府、それから厚生労働省、経済産業省、そして国土交通省ということで、この4つの関係府省連絡会議ということになっておりますが、国土交通省といたしましても、建設業につきまして強く問題意識を持ってこれらの実態調査をし、そして、その対策についても検討していくということにしているような状況でございます。

本日、基本問題小委員会を再開するに当たりまして、昨今の建設業を取り巻く情勢の変化とか、今後の建設産業政策の方向性についても大きく捉えていただきまして、皆様方にはご議論をいただきたいというふうに思っておる次第でございます。皆様方の幅広い観点からの専門的な見地からのご意見とお知恵をいただきまして、そして、これから我が国の建設産業にとって大きな一歩を踏み出すことができるということにさせていただけましたら大変ありがたく思いますので、よろしくお願いを申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

【三浦入札制度企画指導室長】本日は4名の委員よりご欠席との連絡を受けております。 本日の審議会には委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会・ 社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領第3条第1項の規定に よる定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により本委員会は公開されてございます。

本日、お手元に配付いたしております資料の一覧は資料1から5、それから参考資料が お手元に配付されていると存じますが、仮に不足等ございましたらお申しつけください。

それでは、議事に先立ちまして、前回の開催から若干日があいておりまして、委員のご 交代や、あるいは新たにご就任がございましたので、事務局から本日ご出席の委員をご紹 介申し上げます。

まず弁護士、東洋大学法学部教授の大森文彦委員長でございます。

【大森委員長】大森でございます。よろしくどうぞお願いします。

【三浦入札制度企画指導室長】続きまして、委員の皆様を五十音順でご紹介させていただ きます。

東洋大学理工学部教授の秋山哲一委員でございます。

【秋山委員】秋山です。よろしくお願いします。

【三浦入札制度企画指導室長】東京都建設局企画担当部長の伊佐賢一委員でございます。

【伊佐委員】伊佐です。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】一般社団法人全国建設業協会副会長の岩田圭剛委員でございます。

【岩田委員】岩田でございます。よろしくお願いします。

【三浦入札制度企画指導室長】芝浦工業大学工学部教授の蟹澤宏剛委員でございます。

【蟹澤委員】蟹澤です。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】東京大学生産技術研究所教授の桑野玲子委員でございます。

【桑野委員】桑野でございます。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】一般社団法人建設産業専門団体連合会会長の才賀清二郎委員でございます。

【才賀委員】才賀です。よろしくどうぞ。

【三浦入札制度企画指導室長】横浜市立大学国際総合科学部教授の齊藤広子委員でございます。

【齊藤委員】齊藤です。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社調査統括本部 副本部長の髙木敦委員でございます。

【髙木委員】髙木と申します。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】全国建設労働組合総連合書記次長の田口正俊委員でございます。

【田口委員】田口でございます。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】三菱地所株式会社取締役常務執行役員の谷澤淳一委員でご ざいます。

【谷澤委員】谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】公認会計士・税理士の丹羽秀夫委員でございます。

【丹羽委員】丹羽です。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授の藤田香織 委員でございます。

【藤田委員】藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】京都大学大学院工学研究科教授の古阪秀三委員でございます。

【古阪委員】古阪です。よろしくお願いします。

【三浦入札制度企画指導室長】なお、本日はあいにく欠席でございますけれども、成蹊大学経済学部教授の井出多加子委員、東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員、北海道大学大学院工学研究院教授の高野伸栄委員については引き続き委員を務めていただきまして、一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会部会長の勝見剛委員には前任からご交代いただきまして、委員にご就任いただいたことをあわせてご紹介申し上げます。

それでは議事に先立ちまして、大森委員長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

【大森委員長】委員長を務めさせていただきます大森です。よろしくお願いします。

基本的には議事進行係だと思っております。これだけのメンバーの方々の英知を結集して、国民にとって有益な提言ができるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一言だけ。実は産業政策は2007から2011、2012、その後と続いてきておりますが、時代背景等が変わってきておりますので、忌憚のないご意見、有益なご議論をよろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】ありがとうございました。

宮内政務官はご公務によりここで退席させていただきます。

【宮内大臣政務官】よろしくお願いいたします。

【三浦入札制度企画指導室長】冒頭のカメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただいておりますので、報道関係者の皆様におかれましてはこれ以降のカメラ撮りにつきましてはご遠慮願います。

これより議事に入らせていただきますけれども、1点、マイクの使い方についてご説明させていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと赤色に光った状態になります。そちらの状態でご発言いただきまして、ご発言が終わられた後は再度ボタンを押していただきまして、赤色の光を消していただくようにお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては大森委員長にお願いいたします。よろ しくお願いいたします。

【大森委員長】それでは、お手元の議事次第に基づいて審議に入らせていただきます。

資料2から4につきまして、事務局からご報告をお願いします。

【北村建設業課長】建設業課長の北村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私 のほうから一括して資料のご説明をさしあげたいと思います。

まずお手元の資料2というものが、緑色の紙がございますけれども、こちらが基礎ぐい 工事問題に関連しまして、昨年12月25日に対策委員会で中間とりまとめをしていただ いた報告書でございます。この委員会でございますけれども、一番左上のところにござい ますけれども、首都大学東京の深尾先生を委員長とされまして、本会でも大森委員長、ま た蟹澤委員、それから古阪委員にも委員になっていただいておりまして、ご議論いただい たものでございます。

詳細は時間の関係で割愛させていただきますけれども、こちらの委員会で横浜のマンション問題、またそれに端を発した旭化成建材その他のくい施工会社における電流計データ等の流用の問題についてご検討をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、再発防止策ということで、下のところに2ついただいております。 1つは左下でございまして、基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のため の体制構築ということで、これはまさに基礎ぐい工事そのものを今後どうやって適正にや っていくかということで、設計、施工、それから工事監理について、このような方向でや るべきだという方針をお示しいただいたものでございまして、こちらにつきましては国土 交通省としまして、すぐに取りかかっておりますので、早々に所要の手続に入らせていた だきたいと思っています。

もう一点、右側のほうで2.になっておりまして、建設業の構造的な課題に関する対策というものをご提言いただいております。こちらにつきましては横浜の今回の個別案件を審議していく中で、この委員会の中でも、またその他いろいろマスコミの議論とか、その他国会とか、いろいろなところでご議論がなされておりまして、そういった中で、今回の横浜のケースでは直接原因ではないかもしれませんけれども、国交省において建設業界の課題について取り組むべきだということで頂戴しているものが3点ございます。

1つが元請・下請の責任・役割の明確化と重層構造の改善ということで、建設業における重層下請構造という中で、それぞれの元請・下請の責任、特に現場に配置されている技術者の役割というものが議論になっているところでございます。

2点目が技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上ということで、現場で、末端で くいを打っておられるような技能労働者の方とか、技術者も含めまして、建設業に携わる 方の処遇ですとか、就労環境とか、こういったものに問題はないのかという問題意識でございます。

3点目が、民間工事における役割・責任の明確化と連携強化ということでございます。 これは幾つかの要素が入ってございますけれども、丸の1つ目のところで、発注者、設計者、元請・下請の請負締約等の適正化ということで、発注者と請負業者、また元請と下請と、そういった関係における契約について見直す必要があるのではないかですとか、あとは専門の組織、機関とか、そういったものが必要ではないかとか、あとその他含めて、施工に関する情報の積極的な公開といったようなことをご提言いただいております。この下の矢印でございますけれども、こちらにつきましては、建設業における構造的な課題でございますので、別途議論の場を設けて検討するようにというような委員会でのご提言を頂戴したところでございます。

こちらの委員会の提言を受けまして、先ほど宮内政務官からの挨拶にもありましたように、こういった根本的な議論ということであれば、やはり基本問題小委員会にお諮りして、こちらでご議論いただくのは適当ではないかということで、本日、先生方にお集まりいただいたという次第でございます。

資料3をお開きいただきたいのでございますけれども、基本問題小委員会における検討課題(案)ということを整理してございます。今回、当然ながら基礎ぐい問題に端を発した、今申し上げました緑紙の右下のところですね。こちらのほうがメインテーマになるということでございますけれども、せっかく先生方にお集まりいただいておりますし、先ほど大森委員長からもお話がありましたように、過去にもこの委員会で産業政策の方向性をご議論いただいております。ですので、今回の委員会におきましては、1.で今後の建設業政策の方向性と書いてございますが、建設業を取り巻く情勢の例とここに括弧で書いてございますけれども、いろいろな情勢の変化ございますので、こういった情勢の変化を踏まえまして、今後、建設業を取り巻く社会経済情勢がどのように変化していくのかと。これはぜひ専門の先生方にご議論を頂戴したいと考えてございます。それを踏まえて今後の建設業政策の基本的な方向と、そういった中で個別の具体の課題として先ほど申し上げたような課題もご検討いただければと考えてございます。

主な課題例ということで(1)(2)(3)というふうに書いてございます。くいのほうの報告書のものを、いただいた報告書の事項について、私どもなりに再整理いたしておりまして、今後ご議論いただくべきものとして、1つは建設生産システムの適正化・効率化

ということで、これは建設生産システムということで発注者と設計者、元請、下請とそれ ぞれのプレーヤーがどういった役割分担をして、また、どういった契約をしているのか、 そういった全体としての適正化・効率化をご議論いただければと考えてございます。

2点目が人の問題ということで、建設業を支える技術者や担い手になります。特に、今後日本の労働人口が非常に減っていく中での建設業の担い手対策については、今回の問題が起こる以前から国交省としても非常に重要な課題として受けとめてございますけれども、これについても1つの大きな課題であろうかというふうに考えてございます。

3点目が、システム、人と来て、企業ということになるわけですけれども、建設企業が 今後しっかりと活動できるように。特に地域の公共事業なり、メンテナンス等の担い手で ある地域の建設業が今後継続的に活動できるということも論点としてあり得るのかなと考 えております。以上の点につきましては、私どもが当面今回の議論のたたき台ということ でお示しをさせていただいているところでございますので、ぜひ先生方のご意見を賜って、 こんな議論をしたらいいとか、こんな方向性で検討すべきだということをご示唆、取りま とめいただければと思っております。

そういった先生方のご議論いただくための参考資料ということで資料4をご用意させていただいております。事前に先生方にお送りしておりますのと、あとは時間の関係もございますので、ごく簡潔にこんな資料を入れてありますというご紹介にとどめさせていただきたいと思います。初めから、1ページから、これは建設業の全体の構造的な総論的なことがずっと並んでおります。特に、くいの報告書との関連がありそうなところをかいつまんで指摘させていただきますと、24ページで重層構造の生産システムについて、下請比率が昭和30年当時から非常に高まってきた歴史を整理させていただいております。

あと、内容的には前後いたしますが、資料の順にいきますと、30ページでございます。これは今回のくいの問題でございますけれども、今回の横浜の事例ですと、発注者、元請、1次、2次、3次というところもありましたが、このうちの1次下請については建設資材の販売代理店的な役割を担っており、実体上は施工そのものに携わっていなかったというようなことが私どもの調査で分かっております。こういった企業も、建設生産システムの全体の中では必要な役割を担っていただいているのですが、請負契約として整理していくことがいいのかどうかということを問題意識として頂戴しておりますので、ご紹介させていただいております。

それから、少し飛ばしていただき、33ページでございます。これは重層構造の事例と

して、とある最近の集合住宅の建設の事例を挙げさせていただいております。ここの現場 自体に何か問題があるわけではございませんが、埼玉県の戸数200戸程度の集合住宅の 例ですとこのようになっております。ここにありますように、元請業者の下に1次、2次、 3次、これが縦で見れば4次でございます。また、横の広がりだと2次下請で116社と いう多くの企業が入っております。これが今の建築工事の現場の実態ということでご参考 までに紹介をさせていただきます。

次のページ以降は、建設業の重層構造を調査したものになります。重層構造につきましては、私どものほうも今回のくいの問題が起こる前から問題意識として持っておりまして、今年度から調査費を頂戴し、調査を始めております。今後も調査結果がまとまりましたらご報告したいと思いますが、現時点で中間的にとりまとまっているものを、ご参考までにここに入れております。

例えば36ページでございますけれども、工事現場の最大下請次数の分布というものが ございます。重層下請と言っておりますけれども、大部分のところは、3次ぐらいまでで 7割は大体おさまっているということですし、また、企業の側から見てみますと、97% は3次下請まででおさまっております。4次、5次でやっている企業はごく一部となって おりますので、全てが全て、どんな現場でも5次とか6次とかになっているわけではない という実態でございます。

あと詳細は割愛しますが、37ページ以降、いろいろ業種別に見るとどのようになっているのかとか、あと39ページは期間別、40ページは規模別、41ページは都道府県別と、とりあえず現時点で調べているものを羅列しております。分析はまだこれからでございますが、ご参考までに掲載させていただいております。

あと資料48ページ以降は人の問題を書いてございます。建設業における雇用者の就労 形態は、常用が9割になっておりますけれども、臨時雇いや日雇いも一定程度あるという ことが書いてございます。また、49、50ページは賃金の状況でございまして、製造業 に比べてまだ低いというのが49ページになりますが、特に特徴的なのは50ページでご ざいます。賃金カーブは建設業については、ある程度現場の作業ということもございます ので、40代ぐらいで頭打ちになり、製造業のように年功序列がそれほど進んでいないよ うです。良いか悪いかは別としまして、そういった特徴があるということが、こちらから 見てとれるものでございます。

あと53ページは、民間工事についてのものになります。民間の発注につきましては、

建設業法で直接規制しているところではございませんが、ここの53ページでございますが、これまでも民間の発注者に対する適正な発注ということで、受発注者のガイドラインや標準請負約款をつくらせていただいております。元下間においても、当然同じようなものがございますが、こういったことに関し、私どもが一定程度取り組みをしているというご紹介でございます。

最後に58ページ以降でございます。工事の原因究明ということではございませんが、 紛争解決の手段ということで、建設業におきましては建設工事紛争審査会というものが、 国交省と各都道府県に設置されておりまして、ここに書いてございますような専門の委員 の方に入っていただいて個別の事件処理もやっております。こういった組織もあるという ことで、ご参考までにお付けさせていただいております。

その他、関連しそうなものを幅広につけております。審議の過程で何かございましたら 補足して説明いたしますし、また、ご質問等ございましてもご説明したいと思います。

とりあえず私の説明はここまでとさせていただきます。よろしくお願いします。

【大森委員長】ありがとうございました。

今日の課題は取り上げるテーマの絞り込みをしたいということですので、資料のご質問でも結構です。それから、いきなり検討課題の追加、変更、それでも結構です。何でも結構ですので、とりあえずご意見ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

私のほうから1点だけ。建設生産システムの適正化・効率化の中の民間工事における関係者の役割・責任の明確化と連携強化というところで、役割の明確化というのが、下にポツの中に出ていないような気がしたのですが。大きなタイトルにはあるのですが、細かいタイトルとして次の民間工事における発注者、設計者、元請、下請等の請負契約等の適正化というところと当然これらの関係者の役割の整理というのが1つあってもいいのかなという気がしました。

それから2つ目のポツの施工の責任を専門的見地から検証するという、このことは全然否定はしないのですけれども、もう少しつけ足すと、多分責任だけじゃなくて、権利調整だと思います。権利や義務を、例えば施工中の、どういうふうに、これは追加になるのか、ならないのかというようなところで結構もめたりすると、工事がとまってしまう。それをおそれて違うバイパスの道に入ってしまうといったようなことが多々見受けられるので、責任だけじゃなくて権利調整といったこともどこかで第三者的、中立的なところでできないかどうか。できるかどうかちょっとわかりませんが、そういったことも必要なのかなと

いう気がしています。

私のほうで気がついたところだけ申し上げます。ほかに委員の方々ご自由に、ご質問で も何でも結構です。蟹澤委員、どうぞ。

【蟹澤委員】芝浦工業大学の蟹澤です。

まず1つ質問なのですが、今北村課長から説明のあった34ページ、重層構造の調査ですけれども、これは施工体制台帳とか、体系図とか、そういうものに基づいた調査という ふうに考えればよろしいのでしょうか。

【北村建設業課長】ちょっと説明の時間の都合で割愛してしまいました。35ページに今回の調査手法の概要がございます。施工体制台帳等をインターネット上で行うためのシステムの、具体的にはMCデータさんのグリーンサイトというデータがございまして、こちらのデータについて調査の発注をいたしまして、そちらのほうからいただけるデータをかなりの部分、頂戴してございます。これにあわせて、こちらのデータは民間建築工事が主流なものですから、公共工事の方は発注者のほうに個別に調査をご協力いただいて、少し補足したものでございますが、ベースはグリーンサイトのデータを活用して分析しているというものでございます。

【大森委員長】よろしいですか。

【蟹澤委員】ありがとうございます。

ここからは意見なのですが、重層構造の問題、最大の問題、多分この委員会でもご検討いただきたいのは、目に見える重層構造でありまして、実はこの下に目に見えない部分が1段階か2段階、くっついているという実態があるということを申し上げさせていただきたいと思います。具体的に言いますと、例えば専門工事業というのは、仕事を受けたときに、実際に仕事をするのはその中の班というような実働部隊がいるわけですけれども、それが社員であるという例は非常に少なくて、ということは実質的にそこに1段階下請が加わっているということになります。さらに言うと、くいのときにもそういう問題が出てきましたが、その班の中で人が足りなくなると、応援と称する習慣がありまして、そこに別の部隊から応援に入ってくると。それを建設業法上どう見るかというのはありますけれども、それが実質的に言うともう1段階の下請、あるいは並行の下請になるというような考え方で見ますと、かなりこの下に何段階かくっついている。

現場で見ますと、みんなヘルメットに書いてある会社の名前というのは3段階くらいし かないのですが、実際にはかなり下の、くいのときにも出向という人がいましたけども、 あれも下請と見るのか、労働契約上の出向で、ほんとうにその会社に属していると見るのかというのもまた微妙なところだと思いますけれども、そういうふうに見ると、ここにあらわれている以上の下請があって、私がよく5次、6次が当たり前で10次なんているというと、業界団体から逆にそんなにいないと反論されるのですが、それはどこで見るかであって、私が申し上げているのは実態としてこの下にある重層下請の問題としては目に見えない下請、あるいはそこにある労働法上は非常に微妙な位置づけにある応援とか出向とかというものまで、そこまで視野に含めて議論する必要があるのではないかなと。非常に難しい問題になってしまいますけれども、というようなところが意見でございます。

きっと土木工事などは多分2次3次ぐらい、わりと浅いところで済んでいるのだと思いますけれども、例えば先ほどのくいでも出ていましたような、1次にああいう、いわゆる商社のようなところがかんでいる場合にはさらに1段階増えていきますので、おそらくグリーンサイトではそこが見えてないかもしれません。その辺の整理を実態調査でしていただいて、議論としては目に見えない重層化の部分をどうするかというところをぜひご検討いただきたいと思います。

以上です。

【大森委員長】ありがとうございます。

先生にちょっとお伺いしたいのですが、そういう実態はどこかで調査できるのでしょうか。

【蟹澤委員】私は、例えば秋山先生なんかとずっと個人的には学者として調査はしておりますけれども、公共的な調査とか、書類で調査しても見えてこないものですから、専門工事会社にヒアリングをするなど、いろいろなことをしないと見えてこないので、学会の論文としてお出ししてあるような資料はあるというくらいです。

【大森委員長】わかりました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】今の発言に多少関係しますが、私、3点、大きなこととしてお話ししたいと思います。1点は、重層構造という中で、もともとは労務系の重層構造があって、それをどうとめるのかということでの法整備でした。今回のくいは、当然既製ぐいという、材料とか部材とか部品とか、そういうものの開発、それが徐々に在来工法的に使われていくというところですね。過去にはPC板とか、ALC板もそうですが、多くの場合、メーカーが開発して、それをどう普及させるかという段階で、労務系を野丁場から調達し、メーカ

一が材工共で直接工事をやっていたわけですね。その製品が成熟しますと労務系を切り離して、メーカーはメーカーにおさまるというようなことがあります。だから、今回のくい工事も、多分にそのために1段多く下請が入っている。ですから、材料とか部品とか、そういうものの普及過程の中で、どういうふうに材料や部品、労務が分散していったか。ということは、建設業法上で言うと、どういうふうに重層構造と区別するのか。重層構造は実質的に関与すればいいのだということが基本になっているわけですけれども、部品系になると、その基本が必ずしも成り立たない。そこの実態を調べるということが、重層構造の重層性の問題よりも、まず一番にやらないといけないことだろうというのが1点です。

それからもう1点は、品質管理とか、品質確保という問題が出ているわけですけれども、 法律上とか、契約上の話と、もう一方で、実態上で言えば施工要領書、施工計画書、設計 図書という実務的な意味ではその図面・図書関係ですね。そういうもので品質確保の仕組 みが成り立っているわけです。その一連の図面・図書の中に、重層構造のどこで誰が何を 書いているのかということが見えてくるわけですね。今回の横浜の件でも、その辺はコピ 一の使いまわし、密度の薄さなどがあると思われますね。このように考える、法的な意味 での品質確保管理というものと契約上の管理、それから、そうじゃなくて、自主的な意味 での管理、それらの区別ができるだろう。そういう意味では、特に施工要領書と施工計画 書の実質化というのがかなり必要になってくるのではないかと思います。

それからもう一つは、今回の事件もそうですが、故意と過失と無知という、その区別で一番怖い無知のことが教育上の問題、大学の教育もありますし、企業の教育もありますし、場合によっては行政側の立場の方への教育というのもあるわけですけれども、かなり分業化されて、どんどん技術が広く展開されています。その中でどういう教育が本来行われていて、実務上、どこまでそれがほんとうに生きているのか。そこの部分は非常に危なっかしいのです。そういう意味では国交省だけじゃない、文科省とも一緒になってですけれども、実務上の教育と大学の教育をもう少しきちんと見直さないと、これだけ多くの技術開発が行われて、さまざまなところで活用されているわけですから、その辺のきちんとした運用の仕方というのを考えるべきじゃないか。そういう3点、まず思います。

【大森委員長】ありがとうございます。

今日はできるだけ、とにかく広く構えて、いろいろな問題意識もご披露いただいて、その中で最終的にまとめていきたいと思いますので、問題意識で結構ですので、遠慮なく。 それでは、田口委員、どうぞ。 【田口委員】資料につきまして何点かお話をさせていただきたいと思いますけれども、先ほど蟹澤先生からご指摘がございましたけれども、特に資料33ページの重層構造等の生産システム、生産システムの適正化を目指すということになっておりますので、確かに民間のこういう集合住宅の工事現場で、こういう事例もあると思いますけれども、これはむしろピラミッドが逆なのではないかと思います。実際は、3次、4次、5次、6次、設備になれば7次、8次というところまでありますし、私も工事現場でいろいろ企業倒産があって、そのたびに工事代金債権とか、労働債権の回収というのをやりますと、その資金の流れを下からさかのぼっていきますと、特に設備系ですと、ひどいところになると10次下請なんていうことが一般的にあるような事態ですので、先ほど蟹澤先生がご指摘になられましたように、3次下請のところに実際は、さらに下請の人がさっき言ったように、保護帽とか、社員証とか、そういうところで、社員だという形で入っている。そういうことが非常に多いということです。ところが、給与とか資金の流れというのは、実際は請負の数字に従って、さらに下に流れているという。ですから、もう少し幅広く、事例につきましては収集していただければと思います。実態を正確に把握する意味で、そういうことをもう少し作業していただきたいなというふうに思います。

あとデータで、雇用労働者のことが出ておりまして、48ページのところですが、建設業の雇用者の就労形態ということで言えば確かにそうだと思いますけれども、これは総務省の労働力調査ですから、当然こういうふうになるんですが、建設業の場合、これで成り立っているかというと、皆さんご存じのように不安定就労者が現場で働いて、それで成り立っている。ひとり親方労災の特別加入者が42万人を超えたというふうに報道されているわけですね。急激に増えている。おそらくこれはこの勢いで行けば、50万を超していくだろうというふうに思います。そうすると、片や技能労働者が260万人というふうに言われているわけですけれども、片やひとり親方というのが50万人になる。これは施工体制台帳で言うところの請負業者ですが、一人親方というのはこういうデータ上にはあらわれてこなくて、3次下請とか、4次下請、そういうところの社員という扱いで扱われています。あるいは、公共工事の労務費調査で言えば、労働者でないということで、データから棄却されていくという。しかも労災保険のデータで言いますと、公表の対象になっておりませんので、厚生労働省のデータには出てこないという。実際にはほんとうに建設の現場で、末端で働いているにもかかわらず、公のデータとして労災保険の特別加入者の数字としてりか出てこないという、そういう極めて深刻な問題があって、ここを改善してい

かなければ、若い人が建設業に入ってこないという事態の改善には結びつかないと思います。そういうことをひとつ大きなテーマとして取り上げていただきたいなというふうに思っております。

【大森委員長】よろしいですか。

【田口委員】はい。

【大森委員長】ありがとうございます。

丹羽委員、どうぞ。

【丹羽委員】古阪委員のほうから教育の話が出たことに関連する話です。おととし品確法、業法、入契法の一体改正が国会において全会一致で決議され、さまざまな施策を講じ、大森委員長のほうからも話がありました2007年・2011年としてきた建設産業のいろいるな構造問題の検討を受けて、的確にどんどん進めていただいていることを私はまずありがたく思うところです。これだけ業界や地域のことを大切に思って、法令で守って育てていこうという皆様方の意識変化を受けて、次は業者の側も改めて法令をきちんと守らないといけないのではないかと思う次第です。先ほどの古阪委員の発言に過失、故意、無知というのがありました。最近も不幸な報道で知ったのですが、復興関係での独禁法の関係ですとか、相変わらず問題発生が続いている。やはり教育なのかな。無知の問題はないのかなという認識があります。教育に関しては、特に許可制度でやっていますから、許可更新の際に、自動車免許の更新で行っているように、ビデオ等の教育を受けて、(道交) 法の改正がこう、最近の事故事例はこうといった、一定の再確認みたいな話(教育) は必要ないのかなと考えます。

また、改めて建業法許可の要件を見ると、イの一番に経営業務管理責任者というのがあります。非常に取り扱いが難しい問題なのかもしれませんが、あの方々は何の役割が期待されているのでしょうか。いろいろな経緯で、要件に置かれているのかもしれませんが、前述した観点から、法令遵守管理責任みたいなのも当然負うのではないかなとも考えられます。そうすると、それなりにふさわしい教育研修等を受けた方々がついていることが望まれるのではないでしょうか。しかし、一方で、いろいろ業界の委員会等で接するアンケート結果とかを見ると、経営業務管理責任者になる有資格者が社内にいないから、よそからスカウトしてきたとか、許可の要件の1番目の人がある意味では借り物という場合もあるようです。先ほどの重層構造の話の中で、蟹澤委員のほうから借り物という話がありましたが、根本のところが揺らいでないかなという思いを持ちます。改めての法令の改正と

いうところまでは難しいのかもしれませんけれども、経営業務管理責任者についてもご議 論いただく機会があればいいのでは、と思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【桑野委員】 私もこの検討課題として整理していただいた2番目の技術者、技能者の確保育成というところは非常に重要なのではないかなというふうに思います。今回の問題、もちろん生産システムの適正化によって防いでいくというようなことも非常に重要ですけれども、やはり個々の技術者、技能者の責任感や倫理観みたいなものを醸成するということも非常に重要なんじゃないかと思いまして、先ほどから話題に出ています教育というのは非常に大切だと思いますし、それと同時に、労働環境を改善して、個々の技術者、技能者の方が責任感とプライドを持って働けるような場というのを提供していくというのも大切だと思います。そのためには多少飛躍していると思われるかもしれませんけれども、ダイバーシティーの推進ですとか、そういう閉じたグループで、今までの慣例だからといって不適切な行為をしてしまうというようなことを少しでも防ぐような雰囲気というのをつくっていくというのも大切なのではないかというふうに思います。

以上です。

【大森委員長】よろしいですか。

【桑野委員】はい。

【大森委員長】ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。髙木委員、どうぞ。

【髙木委員】髙木でございます。少し座長のほうから幅広い視点でということでしたので、 幅広い観点からお話をさせていただきたいと思います。

今回の横浜の件にかかわらず、昨年1年間考えると、世界ではフォルクスワーゲンの問題ですとか、あるいは最近ですと、食品流通の問題ですとか、さまざまな国、さまざまな業界において、似たようなケースが出てきているのではないかなというふうに思っています。そういう観点から、国土交通省さん、今回用意していただいた資料4の1のところで、若干追加のコメントをさせていただきますと、やはり建設投資がピークの84兆、これが92年ですとか、96年度ぐらいにあったわけでして……。

【大森委員長】何ページですか。

【髙木委員】1ページ目です。1ページ目の建設投資のピークの約84兆円、これが92年度。あと、震災後の96年度も同じようなピークがございます。この84兆から平成22年度(2010年度)のボトムの41兆まで、半分にまで落ちたわけですね。基本的には検討課題の中にもありますけれども、マーケットの量的、質的な変化に対して、企業、業界が全く対応できず、非常に大きなミスマッチが起きている。これは建設だけではなくて、全ての業界が同じような状況ではあるのですが、ただ、やはり80兆円時代につくられたさまざまな諸制度が温存されているというような認識を持っておりまして、私もこの業界を外から見始めて25年ほどたつわけですが、90年代前半は雇用を守る、あるいは業者を守るというようなことが非常に大きな課題としてあったと思います。守った結果がその後の過当競争を生むことになります。何といっても80兆から40兆。残りの資料にありますが、元請の数は減ってない。こういう状況の中で建設産業が疲弊し切った。のが2010年度だというふうに思っております。

最近ですと、震災が起きたということで、私は偶発的に建設市場が短期的に確定しているにすぎないという認識を持っています。この過程で労働者の不足問題が出てくることになり、国交省さんが労務単価を引き上げて対応していただいたと。そうしたら、残念なのですが、労務単価の引き上げが十分に浸透し切った2014年度、1ページ目の一番右側のグラフを見ていただきたいのですが、14年度をピークに建設投資は落ちているのですね。これは平成27年度見通しということでありますが、実は大幅に減少しております。公共事業については一昨年夏場から2桁のマイナス。建築着工のボリューム、床面積に関しても2年連続でマイナス。価格が上昇しているので、何となく工事が増えているような感覚があり、それと、東京で仕事がありますので、何となく増えている感覚があるのですが、実はマーケットではそうではない。公共事業及び民間工事は減少しているという状況に入ってきております。

そして、私、証券会社の者なので、さらに昨今、年明けから株式市場、中国景気の不安定な要素、オイル価格の大幅な低迷、さらにさまざまな地政学リスクによって日本企業全体、グローバルの産業景気が失速するのではないかというふうな状況に入っていて、おそらく建設業界の関係者の方の話をすると、オリンピックまでは大丈夫だというようなお話を聞くことが多く、ポスト・オリンピックに対してどうすればいいかというようなお話をされることが多いのですが、ちょっと待ってくださいと。既に建設投資は減少している。そういう局面に入ってきていて、ひょっとするとおそらくブルケースでは50兆円ぐらい

何とか保てるのかなと。ただ、おそらくベアケースですと、平成22年度、41兆円というのが意外と早い時期に我が国に到来してしまう可能性が高いという状況です。こちらの検討課題の情勢のところで、建設投資の減少の歯止めというふうに書かれていたのですが、これはちょっと違うなと。それは一昨年までの話でして、既に再度減少傾向が見えつつある。特に1ページ目のブルーのところを見ていただければ、公共事業がかなり落ちているということにお気づきになると思います。国土強靭化という名前はあるのですが、予算は増えていないという現状で、減っているわけですね。もし国土強靭ということであれば、政府はこの予算の確保を含めて議論しなければならないのに、また近々かなり業界が疲弊する状況が出てくると。

ただ、非常に厳しいことをお話ししますと、この中にもグラフがあるのですが、日本の今の法人企業統計ベースの経常利益、実は過去ピークを更新しております。今日本全体の法人企業統計における経常利益は約60兆円。バブルのピークで38兆ですから、1.5倍の経常利益をこの国は稼いでいます。ただ、実は残念なのが、設備投資が出てこないことですね。設備投資がバブルの時代64兆円。今ちょうど30兆円前後です。企業が利益を稼いでも国内の設備投資に回ってこないという、この状況はおそらく今後も変わらないというふうに考えますと、おそらく企業経営者は間もなく建設投資の中長期的な拡大は困難であるというふうに考えますと、大手の企業に限って言えば、海外に出ていかざるを得ない。あるいは今回のTPPに代表されますコンセッションに出ていかなきゃならない。これは既にヨーロッパのコントラクターが経験済みであると。ですから、大手が目指していくべきもの、また、そこに対応できない98%、99%の大量の中小の建設業者は国内にとどまっていると。

25年、こういう形でかかわりさせていただきますと、建設業行政はどうしても中小企業中心にならざるを得ないというのはよくわかるのですが、やはり大手は大手、あるいは中小は中小、それぞれのハイブリッド行政ではないですけれども、そういったことは本来的には、前から言われていることではありますが、必要ではないのかなと。ただ、なかなか難しいというのはよくわかっているわけなのですが、私自身はそういう現状認識を持って今回の会に参加したいというふうに思っております。

すみません。以上です。

【大森委員長】大変貴重なご意見ありがとうございました。今のご意見の中で海外、国内 という切り分けはよくわかったのですが、もう一つ、国内も地方と大都市というのはちょ っと違うのかなという意味で、資料3の(3)ですね。地方における中小、地域産業といいますか、この辺も視点として入れておく必要があるのかなという気はいたしました。ありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

【岩田委員】全建でございますが、全建は各都道府県協会の傘下が1万9,000社、地域の中小元請建設企業からなる団体であります。私ども全建としてもこれまでも重層構造問題ですとか、担い手の確保の問題、育成などについて取り組んできているところであります。ぜひ本小委員会でも検討いただいて、また、私どもで検討したものを委員会等に反映させていただければなというふうに思っているところであります。

今髙木先生のほうからもお話があったと思うのですが、事業量の地域間の格差というのが大変大きくなっているというのが今の資料のとおりでありまして、私は、実は北海道が地元でありますけれども、大変厳しい状況になっています。特に我々全建企業はほとんどが地方の会員企業でありますので、事業量の減少というのが大変厳しい状況であって、その結果、当然のことながら競争が激化しています。それから、利潤確保というのが非常に厳しくなっております。構造改善がなかなか進みづらい状況になっているというのが事実だと思います。この場でどうなのかというふうに思うのでありますが、事業量の持続的な確保、安定的な確保ということがほんとうに必要だなというふうに思って、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。

それから、改正品確法によりまして、運用指針の浸透等もございまして、公共工事においては適正利潤の確保を含めた発注者責任の徹底という動きもかなり進展してきているというふうに思われるのですが、民間工事が依然としてその部分については進んでいないというふうに思っています。民間工事においてもぜひ発注者責任ということを、公共工事に類するような適切な発注が行われるように、ぜひこれは国の施策として徹底することができないのかなというふうに思っております。同じ仕事をしていても、民間の仕事をしているのと公共の仕事をしているのとで単価が違うというような状況も起きかねないわけでありますので、それについても民間工事の発注者責任ということについても整理していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

【大森委員長】ありがとうございます。今民間工事の発注者の役割とか、責任といったような問題が出たと思うのですが、これに関連して谷澤委員、もし何かご意見等ございまし

たら。ほかでも結構ですけど、いただければありがたいと思います。

【谷澤委員】不動産協会の会員あてに、今回の中間取りまとめの報告書を踏まえまして、各企業あてに改めてではありますけれども、品質の確保ですとか、施工者との連絡、そういった確認事項ということを積極的に対応してくれというような指針を出しております。そういった意味では、今お話がありましたけれども、少なくとも協会の会員の中では一方的な発注者側の、さっき冒頭にあったような地位の濫用みたいなことはケースとしてはあまりないというふうには認識しておりますけれども、我々発注者側としては品質のいいものを提供するという責任は当然あるわけでありますので、今後その辺、施工者側との連携、あるいは例えばですけれども、設計変更があった場合等の対応の仕方といったことに関してはもう少し検討といいますか、情報を見聞きする必要はあるかなというふうに考えております。

【大森委員長】ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。丹羽委員、どうぞ。

【丹羽委員】今の公共と民間の話です。きのうですか、企業会計基準委員会がIFRS15号という新しい売上(収益)に関する会計基準の国内適用等に関して広くコメントを求めますという公表がありました。基本的に2018年1月1日開始事業年度から世界的に適用が開始する会計基準で、今まで日本は国際会計基準に寄り添って中身を変えてきましたので、今回もその方向で動くのかと思いますその中の開示事項で、市場や顧客といった相手先別売上状況を開示しなければならなくなるかもしれません。今の実態を見ると、ほんとうに国交省さんの努力のおかげで、公共工事については採算が改善しつつあるというか、しているところもあるかと思いますが、民間工事は相対的に利益率がとても低いのではないかと思われます。こういう実態がみんなの目にさらされることになってくる。民間工事でも、競争もあり、簡単にはいかないのかもしれませんが、公共工事で適切なことをしたときに出る一点の利益水準と同等でないと、「国の税金で建設業者は生きていて、民間工事の発注者さんに対してプレゼントしているの?何かおかしくない?」という議論は起きかねないのではないかと懸念しています。この会計基準によって開示事項がどのように定められるか、関心を持って見ていただく一方で、やはり民間工事については一定の配慮をしないと耐えられないのではないかという懸念を持っています。

以上、質問等ではなく、単なるコメントですが。

【大森委員長】ありがとうございました。

【古阪委員】ちょっと関連で。

【大森委員長】古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】今回の膨大な資料をつくっていただいて、非常に興味を持って見たのですけれども、残念ながら、今の話題で言うと土木と建築が全く分かれてないのですね。国の発注で言えば、多分8割から9割が土木工事で、残りの1割、2割が建築。例えば労働関係の保険問題もほとんど土木工事の場合には掛けているところが多い。重層構造もかなり違う。発注者はもちろん官民で違いますし、土木・建築でも政策が違います。できましたら、このデータというのはできるだけ必要な部分においては土木と建築を分けて出していただきたいということですね。

おととしの品確法の改正で発注方式も変わったということなのですが、土木の場合のやり方と建築のそれとは全く違いますので、例の競争、何でしたっけ、名前を忘れましたけど。要するに、ECIみたいなものですね。

【大森委員長】技術提案方式ですか。

【古阪委員】そう、技術提案・交渉方式ですね。その方式においても発注者が土木の場合は、ほぼ国なのでそれに合うような制度になるのですが、民間の建築が主になりますと、やっぱりその制度自体すぐには動けなくなるのですね。そういう意味では統計諸量もできるだけ建築と土木を分けて計上してみるということをぜひお願いします。そうすると、建設の世界が相当変わって見えます。我々はどちらかというと建築の世界を見ていますけれども、もう一方で総合評価方式云々では土木のほうも見ますね。そうすると随分性格が違っていますので、今回掲げられている問題領域も相当違います。くい問題だって全然違うはずなのですね。ぜひともそういうことをお願いしたい。

【大森委員長】ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【才賀委員】この小委員会を開いていただいてありがとうございます。2番の主な検討課題の例の1の括弧の中に民間工事における関係者間の役割・責任の明確化云々とありますね。その中にできたら四者協議を入れていただけないかなと。なぜかというと、今回のくいの問題も、専門工事業者が入って意見交換会なり、問題点の洗い出しをしているわけではないと思うのです。現場でやっている末端の労働者が、くいが短いとか、長いとかという問題をゼネコンに言えなかったというのが最大の理由だろうというふうに思いますので、できたら各現場において、設計者、発注者、ゼネコン、専門工事業者、特に現場でやって

いる職長さんクラスに集まっていただいて問題点を解決していけばその時点で直っていく のではないかと。そのときの問題点としては、工期の問題、金の問題、相当言える会にし ていただきたいなというふうに思います。

以上です。

【大森委員長】ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。齊藤委員、どうぞ。

【 齊藤委員 】 齊藤です。私はマンションの管理とか、不動産の取引を専門にしておりますので、その視点から今日の議論の感想になるかもしれませんが、お話しさせていただきたいと思います。

話題になっています横浜のマンションの問題、それが起こってから私のところに皆さんよく言われるのは、「私のマンションは大丈夫か」、それから「どんなマンションを買えばいいのか」、さらに「マンションを買うのが怖くなった」という、そういう声がたくさん届いてきております。ぜひこれに応えていただけるようなスキームをつくっていただきたいなと思っています。

マンションを買われる方は、地盤とか、工事の途中が見えない。特に地盤の部分は見えないので、そういったものに対して安全であるということがわかるように、もしそういう不安があったときには、図面とか、書類に戻っていって、それがわかるように是非していただきたいなと思います。話題になっているマンション、分譲型のマンションは、図面が管理組合に引き渡されますので、そこにまで行き渡らせていただきたいということです。

今、マンションに関してはマンション管理適正化法で図面が11種類渡されるようになっていますが、そういったものに関しても今回のものを踏まえて、実際に長く使う方々に情報がきちんと伝わる。つくるのも長い時間ですが、使うのはもっと長い時間です。その方々に確実に情報が伝わるようなスキームをぜひご検討いただけたらいいのではないかなというふうに思っています。ですから、何か問題があったときも図面で理解する。その図面が必ず一般の消費者、管理組合、区分所有者がわかるものではなくても、専門家が見てわかるものであればいいので、簡単なものではなく、きちんとしたもの。図面どおりにものができていることを大前提に、そういったものを、そのものを長く使う主体者に引き渡していただけるようなことを検討していただけたらなと思っています。

2点目に、消費者の方がご信頼申し上げて買ったのは、発注者であるディベロッパー、 不動産業者であるということで、建設業の中の大きな問題もあるのですが、建設業と不動 産業の中で、発注者とそういう建設する方々の中で、ここにご指摘ありますような、責任をきちんとして、責任をきちんと果たすというスキームをつくり上げていただきたいなというふうに思っています。ただ、マンションのことを考えますと、実はマンションは大規模修繕ということで、発注者が今度は管理組合の素人さんになる。こういう素人さんも発注するというケースもあるということから、今後マンションがどんどん増えていって、発注者が素人になって、それもかなりの金額を発注するということも増えていくということもあれば、専門家の発注者と専門家でない発注者の場合のサポートの体制、こういったこともあわせて考えていただけたら、今回のことを契機にもっと安心して暮らせる。国民の方が安心して暮らせることに寄与できるのではないかというふうに思いました。

以上です。

【大森委員長】ありがとうございました。いろいろな角度からいろいろな問題意識等ご披露いただいています。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。蟹澤委員、どうぞ。

【蟹澤委員】すみません。再び申しわけないのですけれども、今皆さんのお話を聞いていましても、思いますのは、例えばくいの問題で言いますと、根本の問題は、あれは国交省の直轄工事だとあまり起こらない問題だったと。なぜかというと、まずは法令遵守がされていて、必要な技術者なんかがきちんと配置されている。私は建築の人間ですから、土木の現場を見にいくと、建築に比べると、3倍ぐらいの管理者が現場にちゃんと張りついて、見ているわけですけれども、それというのは、さっきから利益の話が髙木委員から出ていますけれども、それは利益ということだけではなく、適正な経費をきちんと見ることが公共工事は当たり前のようにされていると。そういうことで言うと、検討課題のどこか目に見える形で毎回出てくることですけれども、法令遵守とか、もうちょっと広い概念で言うとフェアトレード。要するに、マンションで言っても無保険者とか、いろいろな人が入って安いものと、その辺がきちんとフェアトレード、例えば保証されたもので少し高いというものを、ユーザーがどっちを選ぶかという観点で言うと、この業界が一般の世論に向かってはフェアトレードというような考え方を表に出してもいいのではないかというような感じがいたします。

1点突破の具体的な課題で、それが検討課題に出てくるのかどうかわかりませんけれど も、例えば発注者問題でも、前々土建局長で、前国土交通審議官の佐々木さんが局長のと きに、発注者も19条の3に抵触する場合があるよという局長通達を出されたと思うので すけれども、どういうことかというと、19条の3ですから、言いかえると優越的地位の 濫用。建設業法の条文そのままで言うと、通常必要と認められる経費に満たない請負単価 で契約してはならないということなのですが、それに加えていろいろな労働法の問題とか、 いろいろなことがあって、それをきちんと守ってもらうということが品質確保の大前提で あるということを、もうちょっと表に出した形で議論の課題にしていただいてもいいので はないかというふうに思いました。

以上です。

【大森委員長】ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【秋山委員】33ページの埼玉県の集合住宅の下請構造を紹介していただいている表がありますが、蟹澤委員の場合はこれよりもっと深い部分があるのではないかというご指摘で、先のほう、下のほうに実は人が張りついているわけですね。そっちのほうが零細であるというような状況で、ところが、技能者とか技術者もそれぞれの中に張りついているという。人の組織図だというふうに見ると、これから大量の人材が離退職していく。そうすると、その人たちのほうがいろいろな経験をしてきていて、例えば施工図を自分でかいていた経験があるとか、あるいは昔の建物はどういうふうにできていたかとか、あるいはどういうマネジメントをしてきたらいいのかというのは非常に経験のある人たちが大量に出ていく。今若い人材を入れるという話で、数合わせがわりと議論的になっていると思うのですが、それでも数が足りないというのは非常に大きな問題ですが、質的な人がかなりドラスティックに変わってしまうというのは結構大きな問題だと思っています。

そういう意味で最初古阪委員が言われたように、生産システムが、例えば現場打ちのくいが既製ぐいになるとか、あるいは、メーカーのほうでつくったものを現場に取りつけていくというふうに変わらざるを得ない。そういうふうに生産性を上げざるを得ないというように思います。そうすると、ここに書いてあるような業者の種類、両方の業種区分、許可で言うと、28が今29になる。その辺が再整理されていく部分もきっとあるのではないかというふうに思いまして、その辺をこれから5年とか10年とか、人が少なくなっていく、生産性を高めないといけないというあたりの中でどういう専門家を育てていくかというようなことは、もうちょっとマクロに見ながら、具体的にフォローアップしていく必要があるかなというふうに思っています。

それと、そういうことの上で、どういう人を育てていくのかということが、例えば元請

が一生懸命ようやく技能者を育てるということに責任を持とうとしてきていますけれども、 専門的な人のばらつきというのはものすごく広いわけですね。どの辺でどうまとめて育成 していくのかというようなことも中期的な課題になると思いますけれど、そういうのを見 ながら、考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。それは技能者問題と 類と技術者問題と両輪だというふうに思います。

意見ということで。

【大森委員長】ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】今ちょうど蟹澤委員、秋山委員が言われたことは、私が最初に発言した施工 要領書、施工計画書、設計図書。ほんとうは逆に言ったらいいですね。設計図書、施工計 画書、施工要領書。そこに書き込まれるはずなのですね。日本の場合はかなり形骸化とい うか、もともとない部分が多くて、信頼関係でやっている。だから、法的にもほとんど品 質確保のことは書いてないのです。条文で何が書いてあるか。監理技術者だけなのですね。 監理技術者は本来そこまでの役割ではないのですね。品質を確保するというのは、例えば 施工要領書で、専門工事は誰がどういう管理をして、あるいはどういう作業をしてやって いくか。具体的には固有名詞が入るくらいの精度が要るわけですね。海外のプロジェクト はそういうものがものすごく出されるので、とんでもない発注仕様書になるわけです。と ころが日本では、契約書は数条で、ドキュメントとしてもそれぐらいのレベルでやってい るので、信頼関係があるときはいいのですが、だんだんと国際標準になってきますと、そ うじゃないわけですね。そうすると、何で確認するのか、そのよりどころは、お金を出せ ばいいわけじゃない。きちんとやるという、そこの部分のルールをつくっていくことがお そらく必要だと思うのですね。それは人材云々でも、それができないとしようがない。そ この部分をきっちりと契約の中でどこまでの責任がどうだというのは書かないとしようが ないという。そのことが非常に大きな問題として横たわっています。

【大森委員長】ありがとうございます。

ほかいかがですか。藤田先生。

【藤田委員】すみません。先ほどの教育の話に戻ってしまうのですが、私は大学におりまして、危惧しているところがございます。10年ほど前までは建築学科は工学部の中で一番人気の高い学科の1つだったのですが、ここ数年どんどん人気が落ちてまいりまして、過去二、三年のところ、底辺を、工学部の中で一番人気の低い学科になってしまいました。

新築が少ないとか、マイナスイメージの事件があることが原因にあるのではないかと思うのですが、今までの技術者、担い手の確保・育成の話、どちらかというと実際労働される方の話が多かったと思いますが、それだけではなくて、1.のほうですね。今後建設業政策の方向性のところでも若い人が建設業、建築業界に対して明るく、良いイメージを持てるような方向性をぜひ打ち出していただきたいなと強く思っております。

新築が少ないというのはある程度仕方がないのですが、質的にリフォームとか、改築は 非常に膨大な市場があります。これをどうするかというのはとても大きな課題なのですが、 1個1個の工事の利が薄いというか、あまり魅力を感じない人のほうが今のところまだ多 いので、そこが魅力のあるような業界になるといいなというふうに思っております。 すみません。意見です。

【大森委員長】ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。伊佐委員、どうですか。

【伊佐委員】東京都の伊佐です。地方公共団体の発注者側ということで参加させていただいているのだと思うのですが、先ほどの建設業を取り巻く情勢という話の中で、確かに東京はオリンピック・パラリンピックを迎えてこれから四、五年の間に大会の会場になる施設、競技場、施設整備が相当出てきて、東京は担い手がタイトな状態になると思うのですが、先ほど委員の方もありましたように、全国的に見ると仕事に困っているという声もあって、その辺のアンバランスが日本国内の中でも生じているのかと思います。

もう1つは、オリンピックが終わった後、非常に厳しい状況が生まれることのないよう、 東京都もそれなりに、もう少し長いスパンで見た事業の平準化というようなことも視野に 入れておりますけれども、安定的に仕事があるような形を今のうちから視野に入れてやっ ておかないと、オリンピックの好景気が終わった後に倒れてしまうというようなことになってきます。その辺の将来の見通しみたいなところをきちっと1番のところで議論しておいたほうがいいのかなと。単純に建設投資の減少に歯止めがかかっているというのではなくて、一時的な需要というものが、その先どうなっていくかというところも視野に入れて、 そこがないと担い手の確保とか育成とかいっても業界のほうも見通しが見えないというと ころがあると思います。

もう一つ、品質確保に関しては、先ほど委員の方からもありましたけど、国も、東京都 も、きっちりと工事の監督をして、書類とか現場の確認とかもやっているので、くいの偽 装みたいなことが生じないようなことにはなっているとは思っております。ただ、書類を 偽装されたらなかなか見抜けないのですが、そういう意味で、しっかりはやっているのですが、しっかりやり過ぎているという。業界からは書類関係とか写真とか、ものすごく出させられて、そればかりに技術者が時間をとられて、生産性の向上という観点からすると、非常にクレームが業界のほうからも来ているので、そこはバランス、品質確保と監督体制というのですか、バランス、合理的にできれば、合理的にしていかないともたないところがあると思うのですが、その辺は先ほどあったように、公共工事の場合はその部分の経費はきちっと見ているからそういう体制で成り立っているというようなこともあろうかと思うのですが、確かに民間だと、施工管理のために厳しくするとか、書類の感じをきっちりやろうとすると、それに伴うコストも生じてくるというところで、そこの折り合いというのはどういうふうに位置づけていくかというのは非常に大きな課題ではないかなと思っています。その辺も少し議論をしていただければと思っています。

以上です。

【大森委員長】ありがとうございました。今のお話でちょっと思ったのですが、地方の状況というのはこのデータの中に入っていますかね。これは2の(3)に関係するのですが、そのデータが資料4にないような気がします。今は東京一極集中みたいな状況になりつつあって、東京を念頭に物を考えると間違えるような気もするので、地方の状況のデータも集めていただきたいと思います。

ほかにいかがですか。

【古阪委員】地方の状況で言うと、僕は全部知っているわけじゃないですけど、空知地方とかになりますと、建築工事は、戸建て住宅がちょこちょこ出て、それ以外は公民館とかなんかが1年に1つか2つで、これを受注するのは道内業者もしくは全国大手。すくなくとも空知の業者じゃない。そういうようなことで、結局は空知地方で建築はほとんどないのですね。ほかの地域もそういうところが多いです。土木工事はというと補修工事ですね。それは年間一定の仕事がある。でも、それ以外のことはほとんどない。これが実態で、地方の市町村を見るとそういう状況になっていますので、そこでも建築、土木、分けてみると随分様子が違って、地域維持型は土木工事においては結構有効だけれども、建築工事においてはそうじゃないという、そういうのが見えてきますので、ぜひともそういうことを入れていただけるといいと思いますね。

【大森委員長】ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ、田口委員。

【田口委員】就労環境の改善ということなのですが、今回公共工事の設計労務単価も4.9%、全国平均で上げていただきまして、大変感謝申し上げたいと思っておりますが、ただ、4回連続して上げていただいているのですが、なかなか実際にはそれがそのまま現場の労働者の賃金上昇に結びつかないという現状がありまして、何というのでしょうか、その原因がどこにあるのかということで、私どもは、現場の労働者の組合ですから、請求したり、要求したりしようということで取り組みはしておりますけれども、ただ、それだけではどうしても上がっていかない要因があるのではないかというふうに思っておりまして、重層下請構造の改善ですね。重層化を少なくしていくこととも関係はしているのでしょうけれども、ぜひ波及していかない要因についてしっかり把握していく。調査して、一定の方向性を出していく。要因を突きとめるということをやっていかないと、毎年上げていただいても、国交省の努力が成果として現場にあらわれてこないとなりますので。そうしますと、若い人が入ってこない。あるいはベテランがリタイアしていく速度との関係で、なかなか対応が迫られているのではないかというふうに思いますので、そういうこともテーマに上げていただければというふうに考えております。

【大森委員長】ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

私のほうから1点。くい問題のときも指摘させていただいたのですが、そもそも競争すべきものと、競争してはならないものという視点が結構重要かなと思っています、この視点で、生産システムとか技術者、担い手の確保も含めて、地域の建設業等も含めて、その辺を意識して議論してもいいのかなという気はしています。具体的なテーマとして何が上がるかというのは別なのですが、議論の1つの視点として、大事な視点ではないのかなという気がしております。単なる個人的な見解です。

ほかにいかがでしょうか。

【古阪委員】いいですか。大分細部になってきたので、1つ細部でありながら極めて難しい問題を提示させていただきます。手持ちを防ぐために、発注の平準化ということをよく建設業者の方は希望されるのですが、1つの工事を取り上げても手持ちは起こります。たとえば、RC在来工法では普通に型枠工事と鉄筋工事というのは入れ子で仕事をしますから、必ず手持ち/あきがあります。また、作業をやっているときに、ある段取りが悪くて、その日の作業が予定通りに終わらないと、電話1本で、監督が明日の型枠組めんよと。だから明日は何とか空けてくれという。そうすると、型枠大工は明日その現場に行けない。

しかし、派遣は禁止だから、貸し借りもできない、原則的に。その結果は、ひと月に実働 16日とか、17日しかやってないことになるわけですね。その中で労働3保険かけると いうのはほとんど無理です。重層構造というのも、そういう人の手配の段取りを避けるた めであって、一番大きな原因は。そこにぴんはねというのがかかわってくる。特定の工種 の技能労働者の数が全国で一定数あるとすれば、工事量が波打てば、当然その工種の需要 と供給は波打つわけですね。そういう中で貸し借りを認めないというのはぼつぼつ変えな いといけない。そういう変化の中で、例えば鉄筋屋さん、大工さん、あるいはいろいろな 優秀な専門工事業者が育つとします。そのときに発注者は、特にディベロッパーの方は鉄 筋とか、くいもそうですが、そういうところには特別に分離発注したいと仮に思ったとき に、日本の法制度はそれをほとんど許さない。特に安衛法は分離発注を想定せず、一式請 負の下での法制度になっている。建設業法上もそういう分離でどうこうということは想定 していない。ゼネコンさんは悪く言うとそこにあぐらをかいている可能性もあって、分離 発注が容易になったときにどういうことがあり得るのか。これだけ専門工事業者の体力が 弱ってきたときに、優秀なところは直接発注者が雇いたいという声が徐々にあがる可能性 がある。そういったときに、今の制度ではほとんど不可能ですので、準備体操でもいいで すから、少し先を見た話としてはそういうことをやっていかないと専門工事業者は育たな い。ゼネコンさん、勇気を持って、直営でやればもちろんそれもいいわけですけれども、 そういうところで請負とは何だということをもう少し日本の中で見直さないと、今までの ような伝統的な中で、何となくあいまいに、あるいは信頼関係の中でやっているというこ とだけでは立ちいかなくなっているという、そこの部分は非常に重要な問題だと思います。

【大森委員長】ありがとうございました。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、議事の(2)のその他を事務局のほうからご説明お願いします。

【北村建設業課長】その他ということで資料5というのが後ろのほうに1枚紙で入っているかと思います。今後の進め方と書かせていただいたものでございます。今回、くいの関係の対策委員会のほうでご提示いただいた課題も含めてご議論いただくものでございますけれども、事務局の勝手なお願いではございますが、昨年いただいたものについて、まずは今年6月を目途ぐらいに、とりあえず一端中間とりまとめということでお願いできればというふうに考えてございます。非常に大きな注目をいただいているところですので、全てを6カ月でできるとは正直言って全く思ってございませんけれども、本日いただいたご

議論を踏まえて――失礼しました。ここに第1回、第2回と書いてございますけれども、本日第1回については検討課題についてご意見を頂戴しましたので、私どものほうで少し整理させていただいて、次回にはどういったものについて議論していくかということの整理をさせていただきたいと考えてございます。それを踏まえまして、先ほど申し述べかけましたのは、その中でこういった点とこういった点については早期にとりあえずのとりまとめをいただき、それ以外のものについては引き続きというような仕分けもしつつ、3回以降、お忙しい先生方にとっては大変恐縮なのですが、できれば月に1回程度のペースでご議論を賜れればというふうに考えてございます。日程調整とか、常に先回り先回りでさせていただきたいと思っておりますけれども、当面そういうスケジュールで、大変お忙しい中、恐縮でございますけれども、そういったことで進めさせていただきたいと事務局は考えてございますので、委員の皆様のご意見を頂戴、ご了承いただけるかどうかということでお願いしたいと思います。

【大森委員長】特にここで何か予定に関して具体的に決めるということはないですね。

【北村建設業課長】これで、こういった方向でよろしければ、これを踏まえて日程調整等 進めさせていただきたいと思います。

【大森委員長】わかりました。この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。 よろしいでしょうか。ほかにはもうないですかね。

それでは、本日の議事、少し早いですが、これで全て終了いたしました。進行を事務局 にお返しします。

【三浦入札制度企画指導室長】ありがとうございました。今後のスケジュールでございますが、次回日程につきましては、現在事務局から各委員の皆様にご連絡の上、調整させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の配付資料のご郵送をご希望の委員につきましては、テーブルの上にそのまま置いていただければ、後ほど郵送させていただきます。

それでは、これをもちまして散会させていただきます。委員の皆様におかれましてはご 多忙のところまことにありがとうございました。

— 7 —